

## 医

療費の患者負担は原則3割で残りは医療保険でカバーされるが、入院や手術などをするると3割でも負担は高額になる。このため、1カ月当たりの自己負担限度額を一定の範囲に抑える「高額療養費制度」が設けられている（ただし、差額ベッド代や食事代などは別途負担する必要がある）。

この高額療養費制度の自己負担限度額が今年1月から改正され、いままで所得に応じて3段階だった自己負担は5段階に細分化された。低所得層の自己負担限度額が引き下げられる一方、高所得層の自己負担限度額は引き上げられている。

特に、年収約1160万円以上の会社員（およびその被扶養者）にとつては、これまで月15万円ほどでよかった自己負担が一気に25万円ほどへと大幅に引き上げられている。もし病気や事故で3カ月入院した場合、自己負担は保険診療分だけで最大75万円超、差額ベッド代や雑費など諸々を加えれば100万円超となり得る。対象者は貯蓄や保険は十分か見直しが必要

## 数字は語る

大和総研金融調査部  
研究員  
是枝俊悟

またも狙い撃ちされる  
年収1000万円超世帯  
自助努力が不可欠

# 月25万2600円

+限度額超過分医療費の1%

### 医療費の自己負担限度額

年収約1160万円以上の被保険者の医療費の自己負担限度額  
(2015年1月～)

要になるだろう。近年の税・社会保障制度の改正は、給与所得控除の縮小、児童手当と高校無償化の所得制限など年収1000万円前後で繰引きし、それ以上の高所得層に負担増を求める改正が相次いでいる（本誌2014年5月3・10日合併号特集「年収1000万円の不幸」参照）。厳しい財政事情の下、高齢化に伴う社会保障費の増大を少しでも抑制するため、年収1000万円層には自己の貯蓄や民間の保険でカバーするなど、さらなる「自助努力」が求められている。

### 70歳未満の医療費自己負担限度額（月額）の一覧

	目安の年収区分	2014年12月まで	2015年1月から
①	約1160万円～	150,000円+1%	252,600円+1% ↑
②	約770万～約1160万円		167,400円+1% ↑
③	約370万～約770万円	80,100円+1%	80,100円+1%
④	～約370万円(⑤を除く)		57,600円 ↓
⑤	住民税非課税	35,400円	35,400円

\* 目安の年収区分は厚生労働省によるもの。「+1%」は、限度額超過分医療費の1%が自己負担となるという意味。組合独自の付加給付・多数回該当時の特例は考慮しない。大和総研作成